

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-22

明治二十三年第五百二号

---

(発行年 / Year)

1910

明治三十二年九月廿九日

判決書

東京府東京市芝区新堀町四十

一丁目地平民軽業

上告人

田中栄助

今府令市京移区目吉町八丁目地

才藤代官人

才藤代官人

澤田俊三

今府令市芝区新堀町三十一丁目

地平民炭薪商

被上告人

近藤市之助

田中栄助ヨリ出森市土地ニ係ル地代及家賃拂

済系金移解等々直渡水事件ニ付東京地審裁

大審院

判所カ昭示ス三十二年六月三十日言渡シタル判決

ニ對シ上告人ヨリ官部破毀ヲ求ムル申立ヲ為

シタリ

判決本文

事件ノ上告ハ之ヲ廢却ス

理由

上告指旨ヲ要約スレハ下ノ四点ニ在リ第一被

上告人ハ上告人カ現ニ地所ヲ使用シ居ルコトヲ

認メナカラ持備摺ヲ為シ又上告人カ現任スル

家屋タルヲ知リテ之ヲ購求シタルヲ以テ上告

人ハ被上告人ニ先持備人ノ承諾者トシ責任

アリト補証シ主張シタルニ原裁判所ハ被上告

人ノ陳述ハ虚偽ナリト一言ヲ以テ被上告人

大審院

カ先持主ノ許シタル債貸ヲ承継スルノ義務アリ  
 ルヤ否ヲ判示セカリシハ民法ナリトテ二上告人  
 ハ地代家賃ノ折渡ヲ為サレトテ求ムルト共ニ  
 金証ノ更改ノヲ為サシメテトテ求メタルモ  
 ノナルニ原裁判所カ被上告人ハ先持主ノ承継  
 者トメ之カ書改メヲ為スノ責アリヤ否ヲ判示  
 セサルハ不法ナリトテ三上告人ハ原裁判所ニ於  
 テ若シモ二年三月ヨリ三ヶ年間上告人カ地所  
 家賃ヲ借借シタルトテ被上告人ニ於テ認メス  
 シハ現状ヨリ推定シテ毎期限ノ借借ト看做サ  
 ルヘカラサレトテ論シタルニ原裁判所カ之  
 ヲ不問ニ付テ上告人ノ論旨ヲ判示セサルハ不  
 法ナリトテ四原裁判所ニ於テ上告人ハ三ヶ年ノ  
 借借契約ヲ為シタリト謂ヒ被上告人ハ本訴家  
 賃明渡期限ハ廿二年八月三十日迄ナリト論シ  
 而シテ陳述一致セサルニ原裁判所カ被上告人  
 ノ口頭陳述ヲ採リ何等ノ理由ヲモ付セスメ上  
 告人ハ被上告人カ本訴家賃ヲ買取ルノ際引取ノ  
 掛合ヲ受ケ之ヲ承諾シタルモノト認定シタル  
 ハ越権不法ナリト謂フニ帰着ス  
 依テ原判文ヲ撤スルニ上告人ハ朝比奈一ヨリ  
 本訴官有地ヲ取返共三年三月ヨリ三ヶ年間家  
 賃ト共ニ轉借スルトテ約シタリト謂フトモ此  
 單ニ口頭ノ陳述ニ止マリ金証ノ預金ハ土地ニ  
 ハ関係ナク又朝比奈一ノ承諾モナク知照去  
 地賃借ヲ為シタルノ私左ノ見ルヘキ事ナリ以テ

原裁判所ハ被上告人ノ陳述ノ如ク上告人ハ被  
上告人カ告訴ノ家地ヲ買取ルノ際引取ノ掛合  
ヲ受ケ之ヲ承諾セシモノト認定シタルモノナ  
リ此判旨ニ依ル件ハ上告人一才二才三論旨ハ  
何レモ採擧スルヲ得ヌ先ツ才一論旨ノ如ク被  
上告人ハ先持借人ノ借賃ヲ承諾スル義務アリ  
ヤヲ判定スルヲ要セス何トナレハ良シヤ被上  
告人ハ先持借人ノ義務ヲ承諾ス可キ適合ナリ  
トスルモ上告人カ引拂ヲ承諾シタル以上其義  
務ハ消滅シタルハナリ又才二論旨ノ如ク被上  
告人ハ借金証ノ更改ノヲ請求スルノ責アルヤ  
ヲ判定スルヲ要セス何トナレハ上告人ノ借借  
擔ハ既ニ消滅シタルハナリ又才三論旨ノ如ク

大審院

無期限ノ借借ニハ非サルヤヲ判定スルヲ要セ  
ス何トナレハ上告人カ家地ニ現住シ地所ヲ使  
用シ居レハトテ上告人カ引拂ヲ承諾シタル目  
ヲ以テ借借契約ハ消滅シタルハナリ上告人ハ  
才四論旨ニ於テ原判丈ノ基準即チ原裁判所カ  
被上告人ノ口頭陳述ヲ採リ何等ノ理由ヲモ付  
セヌノ上告人ハ家地ノ引拂ヲ承諾シタルモノ  
ト認定シタルヲ攻撃スレバ原判丈ヲ見ルニ希  
段種々ノ理由ヲ掲ケ然テハ別々被担保人ノ陳  
述ノ如ク担保人ハ被上告人カ告訴ノ家地ヲ買  
取ルノ際引取ノ掛合ヲ受ケ之ヲ承諾シタルハ  
多ク可ラサレ事實ナリト信認スルト論変シタル  
モノナレハ理由ヲ背セスト謂フ可ラヌ畢竟上

管論旨ハ原哉判所ノ権内ニ属スル事実ノ認定  
ヲ非難スルニ過キカレナリ

大審院第二郎事部

裁判長判事 富永冬樹

判事 高本 勤

判事 津尾敬三郎

判事 岩津春三

判事 熊野敏三

判事 松玉厚一郎

判事 西川鐵乃郎

大審院